

平成 30 年度 高齢者の肺炎球菌予防接種の助成があります [説明書]

国から指定された対象者に限り、肺炎球菌予防接種が定期接種となり助成があります。

肺炎球菌ワクチンは高齢者の肺炎の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するワクチンです。肺炎球菌に対する免疫ができると、肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果があります。

接種は義務ではありませんが、接種を希望される場合は、予防接種の効果と副反応についてご理解をされた上でお受けください。

■今年度の助成対象者

(1) **平成30年4月2日～平成31年3月31日までは以下の方が対象者となります。**

65歳となる方	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生
70歳となる方	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
75歳となる方	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生
80歳となる方	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
85歳となる方	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生
90歳となる方	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生
95歳となる方	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
100歳となる方	大正7年4月2日～大正8年4月1日生

(2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)

※注意事項

- 平成30年度定期接種対象者にお送りする「予診票」の**有効期間は平成31年3月31日まで**となります。期間が限られているのでご注意ください。
- 対象年齢であっても、**過去に**肺炎球菌予防接種を受けている場合は定期接種の対象にはなりません。
- 接種を受ける本人の意思の確認ができない場合は、接種できません。

■接種スケジュール及び接種回数

平成30年4月2日～平成31年3月31日までに**1回接種**を行います。

■自己負担

2,500円(医療機関の窓口での支払い)

※但し、接種対象者で生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書を提出していただければ無料

※裏面もご覧ください

■接種を受ける際の持ち物

- 同封の予診票（＊必要事項を記入し医療機関に提出ください） ○自己負担金 2,500 円 ○保険証
- 健康手帳（＊お持ちでない方は、串間市総合保健福祉センターで交付できます）

■副反応

急な副反応（ショック等）が起こることがあります。その他の反応として注射部位の腫れや、痛み、熱感、発赤が 5%以上認められます。筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱もありますが、いずれも軽度で 2～3 日で消失します。**極めてまれに重い副反応が生じた場合、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。**

■予防接種を受けることができない人

- ①明らかな発熱を呈している人（37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その他、医師が不適當な状態と判断した場合

■予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓血管系疾患・じん臓疾患・肝臓疾患・血液疾患及び発育障害等の基礎疾患のある人
- ②過去にけいれんを起こしたことがある人
- ③過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ④このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方

■実施医療機関

○予約が必要な医療機関がありますので、ご注意ください。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
英医院	74-1187	ゆうゆうの森クリニック	55-9111
県南病院	72-0224	中島医院	72-5202
のだ小児科医院	71-1112	吾社クリニック	71-3411
いな内科・循環器科	71-1711	串間市民病院	72-1234
とめのファミリークリニック	76-1425	市木診療所	77-0349

※県内であれば上記以外でも受けられる医療機関があります。詳しくは健康増進係（72-0333）または直接医療機関にお問い合わせください。

■予防接種を受けた後の注意事項

- ①予防接種を受けた後 30 分くらいは、医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすることはやめましょう。
- ③接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。
- ④接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

お問い合わせ先：串間市医療介護課 健康増進係 72-0333